

主イエスキリストの恩と神の愛と聖靈の交際なんぢら衆と偕に在んことをアメン

新約全書哥林多後書終

イ	加一〇五十六 三九〇六十五十六
ロ	加二〇二六三
ハ	加三〇九七
ニ	加四〇九七
ホ	加五〇九七 加六〇九七 加七〇九七 加八〇九七 加九〇九七
ヘ	加一〇〇九七 加一一〇九七 加一二〇九七 加一三〇九七 加一四〇九七 加一五〇九七 加一六〇九七 加一七〇九七 加一八〇九七 加一九〇九七 加二〇〇九七 加二一〇九七 加二二〇九七 加二三〇九七 加二四〇九七 加二五〇九七 加二六〇九七 加二七〇九七 加二八〇九七 加二九〇九七 加三〇〇九七 加三一〇九七 加三二〇九七 加三三〇九七 加三四〇九七 加三五〇九七 加三六〇九七 加三七〇九七 加三八〇九七 加三九〇九七 加四〇〇九七 加四一〇九七 加四二〇九七 加四三〇九七 加四四〇九七 加四五〇九七 加四六〇九七 加四七〇九七 加四八〇九七 加四九〇九七 加五〇〇九七 加五一〇九七 加五二〇九七 加五三〇九七 加五四〇九七 加五五〇九七 加五六〇九七 加五七〇九七 加五八〇九七 加五九〇九七 加六〇〇九七 加六一〇九七 加六二〇九七 加六三〇九七 加六四〇九七 加六五〇九七 加六六〇九七 加六七〇九七 加六八〇九七 加六九〇九七 加七〇〇九七 加七一〇九七 加七二〇九七 加七三〇九七 加七四〇九七 加七五〇九七 加七六〇九七 加七七〇九七 加七八〇九七 加七九〇九七 加八〇〇九七 加八一〇九七 加八二〇九七 加八三〇九七 加八四〇九七 加八五〇九七 加八六〇九七 加八七〇九七 加八八〇九七 加八九〇九七 加九〇〇九七 加九一〇九七 加九二〇九七 加九三〇九七 加九四〇九七 加九五〇九七 加九六〇九七 加九七〇九七 加九八〇九七 加九九〇九七 加一〇〇〇九七

新約全書信徒パウロガラヤ人に贈れる書

人よりお非ず又人に由ずイエスキリストと彼を死より甦らしむ父なる神に由て立てられたる使徒パウロニ及び我と偕に在すべての兄弟ガラヤの諸教會に書を達するニ さんぢら願くハ父なる神および我儂の主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 四 キリストハ我儂の父なる神の旨に循ひ今の悪世より我儂を救出さんとして我儂の罪の爲に己が身を捨てまへり願くハ榮彼を歸して世々に至れアメン 〇六 キリストの恩をもて爾曹を召たる者を爾曹が如此すみやかに離れて異なる福音に選し事を我怪しむ此ハ福音お非ず或人たキリストの福音を更んとする也 八 我儂おもせよ天よりの使者にもせよ若われらが曾て爾曹に傳し所お遊ぶ福音を爾曹に傳る者ハ詛るべし 九 我儂既に言しが今また我々の如く言ん若さんぢらが受し所に逆ハ福音を爾曹お傳る者ハ詛るべし 十 今われ人の親を得んことを要るや神の親を得んことを要るや或ハ人の心を得んことを要るや

リ 羅四〇四
 五 哥前十五〇二至四三〇三
 四 羅九〇一、廿六、廿三
 三 可七〇三至七三
 二 羅廿六〇四、五、三〇四至
 一 徒九〇九五、
 ヌ 徒九〇十五、
 ヲ 徒九〇十五、
 子 本六〇七、哥後四〇六、
 子 申三〇九、徒廿六〇十九、
 子 徒九〇九至廿二、
 五 徒九〇廿六、
 本 徒九〇五、五、六、七、
 非 徒廿一、廿五、五、五、
 六 羅後十〇二十一節、
 七 徒九〇七、

十二 〇兄弟よ我なんぢらに示す我曾て爾曹を傳し所の福音の人より出るを
 非赤し蓋われ之を人より受ず亦教られず惟イエスキリストの黙示に由て
 受たれば也蓋わが曩もエタヤ教わ在しとき行ひたる事を爾曹聞り即ち甚
 しく神の教會を害かつ之を殘賊せり十四我また心を人より先祖等の遺傳
 に熱しユダヤ教わ在てハ我が國人のうちに年相若おほくの人に超りたり十五
 然も我が母の胎を出し時より我を簡びおき思をもて我を召給ひし神十六
 うの子を異邦人の中にお宣しめんがため心お善として彼を我心お示し給へ
 る其時われ直も血肉と謀ることせせず十五我より先も使徒と作てエル
 サレムにお在どころの者にも往ずアラビヤも往またガマスコも返れり十六三
 年を経て後ベテラを尋ん爲にエルサレムに上り十五日彼と偕も居しが十九
 他の使徒等もハ手は兄弟ヤコブを除てハ誰おも遇ざり三今我爾曹も書
 遣る所ハ神れ前に謀れる言なし三厥後われスリヤキリキヤ地にお至り三
 三三

ク 提前〇三、三、六
 ヲ 徒廿〇九、
 ヲ 徒十五〇二、三、
 分 徒四〇六、七、
 二 徒十五〇二、
 三 徒十五〇二、
 四 徒十五〇二、
 五 徒十五〇二、
 六 徒十五〇二、
 七 徒十五〇二、

三三 然もユダヤも在キリストは諸教會ハ我が面を識ざり三三只かれらハ前
 己等を著しもの今ハの前も滅さんとしたる信仰の道を宣傳よと聞
 四 我事お因て神を崇ること爲り
 五 十四年の後われバルナバと偕にリストを伴ひて亦エルサレムに上
 六 二わが上りしは黙示に循へるなり異邦人社中に於て我が宣し所の福音
 七 彼等に告また私に名わける人等に之を告たり蓋いま勸る所また既に勤め
 八 所の事の徒然ならざるんが爲あり三我と偕に在しリストハギリシヤ人
 九 あるに於て強てハ之に割禮を受させざり四ハ私に入られし僞は兄弟
 十 なるに因てなり彼等の私に入しハ我儕のイエスキリストに在て有てこそ
 十一 此自由を窺ひ我儕を奴隷とせんが爲あり五われら一時も之に服する事を
 十二 せ此ハ福言れ眞つねに爾曹と偕に在んことを望めバ也六かて名わける者
 十三 より我ハ受してさかし彼等ハ何なる人なるにもせよ我に於て興る所あし
 十四 神は偏る者に非ざれば名わける者われに誨を加して無きあり七我て彼等

六	徒五〇一
一	羅〇七三〇世至二二
六	一〇三二至四〇羅五
八	羅〇二約三〇八九
七	七
六	六
九	九
三	三
二	二
一	一

八 羅〇二約三〇八九
 七 七
 六 六
 九 九
 三 三
 二 二
 一 一

六 徒五〇一
 一 羅〇七三〇世至二二
 六 一〇三二至四〇羅五
 八 羅〇二約三〇八九
 七 七
 六 六
 九 九
 三 三
 二 二
 一 一

八 羅〇二約三〇八九
 七 七
 六 六
 九 九
 三 三
 二 二
 一 一

九	九
八	八
七	七
六	六
五	五
四	四
三	三
二	二
一	一

九 九
 八 八
 七 七
 六 六
 五 五
 四 四
 三 三
 二 二
 一 一

九 九
 八 八
 七 七
 六 六
 五 五
 四 四
 三 三
 二 二
 一 一

九 九
 八 八
 七 七
 六 六
 五 五
 四 四
 三 三
 二 二
 一 一

ル 加六〇七
 ヲ 徒二八八、三〇四、三三四、
 リ 來九、九、十
 カ 來十、五、六、六、八、
 ヲ 羅及十、二、二〇、九、
 ヲ 哥四二〇六
 レ 利十五〇六
 リ 約六、九、羅四十一、
 ヲ 羅三、八、五、九、
 ヲ 利十二、三、八、
 ナ 申七、〇、六、羅二十、
 ナ 哥二〇四、
 ヲ 八、九、三、羅三、七、
 ヲ 羅四、四、十四、十五、

二 目前に誓されたるガラチヤ人よ誰が爾曹を誑かし乎我れ此事を爾
 曹より聞んとす爾曹が靈を受しハ律法を行ふ由が將きく信せしに由
 か三 爾曹かく思ふんぢら靈に因て始り今肉に因て全うせらるる乎
 四 なんぢら如此おほくの苦を徒然も受しや實も徒然に有まじうれ爾
 曹が靈を予へかの奇跡を行ハしめ給ふ者の如此なすハ爾曹が律法を
 行ふ由てある乎又ハ開て信せしに由てなる乎即ちアラハム神を信
 じ其信仰を義と爲れたるが如し是故も信仰わよる者はアラハムの
 子なりと爾曹知べしハかの聖書すでお信仰に由て神の異邦人を義と爲給
 ふことを預じめ曉まづ福音をアラハムも傳て諸國の民ハ爾に由て福を
 獲んと云り是は故も信仰わよるのハ信仰わらシアラハムと信も福を受
 十 凡る律法の行わ由りのハ詛るべし蓋律法の書に載たる凡の事を恒も行
 十一 へざる者と証ると録されたれハ也すハかの義人ハ信仰わ由て生しと有ハ
 十二 律法も由て神の前も義とせらるる者なきことハ明かなりすうれ律法ハ信

ル 利十五、五、九、
 ヲ 五、五、十、一、
 ナ 羅十、三、
 ヲ 四十九、
 ナ 申二〇、
 ナ 申二〇、
 ナ 申二〇、
 ナ 申二〇、

十三 仰に由ず即ち目これを行ふ者ハ之に由て生しとキリスト既に我儕の
 爲に証する者となりて我儕を贖ハ律法の詛より脱しめ給へり蓋すべ
 十四 木に懸る者ハ証し者なりと録されたれハ也是アラハムに約束し給
 へし恩恵イニスキリストに由て異邦人も及び我儕もも信仰に由て約
 束の靈を受しめん爲なり兄弟よ我の事わ由て曰ん人の契約だに
 十六 既に定められたるを廢また加ふることをなしうれ約束ハアラハムと其裔と
 十七 立給ひし者にして多の人を指て裔々と言ふに非だ惟一人を指て爾の裔
 と言ふ也即ちキリストなり我れこれを言ん神の預じめ定給ひし契約
 ハ四百三十年のちの律法これ棄るの約束の言を徒然することをせざる也
 十六 嗣業と爲てと若し律法に由て約束に由ざるべし然も神ハ約束に由て
 之をアラハムに賜へり然も律法の用ハ何ぞや此ハ約束を受べき
 商の來るまで罪の爲に加へし者にて天使等により中保の手に備へ給ひし
 也すうれ中保ハ一人に屬る者に非だ神ハ即ち一人なり然も律法ハ神

カ 聖七〇七
註 聖七〇六
又 加九二十三節十、三、二、七
ハ 節四〇五
ウ 利六〇二、四、十、五、七、八、九
チ 利九〇七、八、九
ナ 利七〇十、五、十、九

十五 ひとりたつて爾曹の時の福を如何に受け得べし
十六 爾曹がつかひの目を抉て我に手にとせしめんとすべし然れ
十七 理を語りしに繼て我をんちの仇どもを平し平す彼等が爾曹に熱心するは
十八 善意に非ず爾曹を己に熱心ならしめんとして爾曹を離れしめんとする也、然
十九 是唯わが爾曹と信する時のみならず善事の爲む常熱心なるに宜きなり
二十 我が小子よ我をんちの心おキリストの状成まで復び爾曹の爲に産
二十一 の劬勞をなす我いせ爾曹と信じて口氣を改めんことを欲ふ蓋われ爾
二十二 曹も就て感ばなり○三なんぢら律法の下に在んことを欲ふ者よ我に語れ
二十三 爾曹律法を聞ぐる乎三錄してアラバムお二人の子あり一人ハ婢より一
二十四 人ハ自主の婦より生たりと有するの婢より生れし者ハ肉に循ひ自主の婦
二十五 より生れし者ハ約束お因て生れたる地也、この言ハ譬喩にして即ち此婦ハ
二十六 二の契約に比ふべし一ハシナイ山より出て子を奴隷お生これ即ちハガル

三十五 たり三此ハガルハラビヤのシナイ山今のエルサレムに當るなり蓋かれ
三十六 其諸子と信じて奴隷たれば也、然るに在んどののエルサレムハ自主にし
三十七 て是われらの母なりと云ひ録して産生ざる者よ喜ぶ産の劬勞せざる者
三十八 上聲を揚て呼れ寡居る者の子ハ夫ある者ば子より多きが故なりと有はな
三十九 する兄弟よ我憐ハイサクの如く約束の子あり然るに當時の肉に循ひて
四十 生しもの靈に循ひて生れし者なす如く今も亦然り、然るに聖書ハ何と言
四十一 るや婢および其子を逐するの婢は子ハ自主の婦の子と共に嗣子とある可ら
四十二 ざれば也と言ひ三兄弟よ此の如かれバ我憐ハ婢ば子わ非ぞ此自主の婦の
四十三 子なり
四十四 **第五節** イエスキリスト我憐を釋て自由を得させたり是故に爾曹堅立て復
四十五 び奴隷の轡に撃るゝ勿れニ我バウロ爾曹にいふ爾曹もし割禮を受なバキ
四十六 リスト更に爾曹に益なし三我また割禮を受たる各々の人に就て證書其人
四十七 ハ全キ律法を行ふべき者なり、なんぢら律法に由て義とせらるゝ者ハキ

カ 聖七〇七
註 聖七〇六
又 加九二十三節十、三、二、七
ハ 節四〇五
ウ 利六〇二、四、十、五、七、八、九
チ 利九〇七、八、九
ナ 利七〇十、五、十、九

一四	羅馬八章廿五、廿六、廿七、廿八、廿九
二	加拉西七章六、七、八、九、十、十一、十二
ホ	本五〇八章廿
ハ	哥羅一〇九章
ト	腓立六〇九章十一
チ	哥羅五〇九章
リ	五〇一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二
ヌ	五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
ル	二〇三
チ	哥羅二〇五
リ	五〇九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
三	三

三三 九三 余んちら 彼此の 弊を 任へ 欺して キリストの 律法を 全すべし 八〇し

三二 柔かなる 心を もて 之を 規正 べし 亦 自己を も 顧みよ 恐くハ 爾誘ふ くて 是有

三二 兄弟よ 若は から せも 過に 陥る 者 なら ば 爾曹の うち 靈に 感したる 者

三二 以ち 妨む こと せ 爲て 虚榮を 求る 勿れ

三二 架に 釘たり 若 なら ば 靈に 由て 生 なる 亦 靈に 由て 行 び べし 互に 怒た が

三二 律法に あり たる 事 亦 夫キリストに 屬する 者ハ 肉と 其情 亦 好む べき 類を 禁する

三三 仁愛 喜樂 平和 忍耐 慈悲 良善 忠信 溫柔 樽節 かく の 如き 類を 禁する

三三 國を 罰べ べから せと 告し 若し の 如く 今 又 預じめ 之を 告 三三 靈の 結ぶ 所の 果ハ

三三 醉酒 放蕩 恣の 如し 此等 の 事 亦 我 嘗て 爾曹に 斯る 事を なす 者ハ 神

三三 子 偶像に 事 する こと 巫術 仇恨 鬭爭 妬忌 忿怒 分爭 結黨 異端 娼妓 兇殺

三九 さハ 律法の下に 在る べし 其 肉の 行は 顯著 あり 即ち 苟合 汚穢 好色

三六 敵る 是故に 爾曹 好む 所の 事 亦 得ず 然 然 爾曹も 靈に 導かる こと

三七 こと 莫らん 肉の 慾ハ 靈に 逆ハ 肉の 慾ハ 靈に 逆ハ 此二の 互に 相

一	加拉西五章七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十
二	羅馬八章十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十
三	五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
四	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十
五	二〇三
六	五〇一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十
七	二〇三
八	二〇三
九	二〇三
十	二〇三
十一	二〇三
十二	二〇三
十三	二〇三
十四	二〇三
十五	二〇三
十六	二〇三
十七	二〇三
十八	二〇三
十九	二〇三
二十	二〇三

一 互に 滅されん 〇 余 爾 謂 余んちら 靈に 由て 行 び べし 然 然 肉の 慾を 成

二 一言 すべて 律法を 全する 也 余んちら 懼よ 若た が 互に 香 臘ハ 恐

三 愛を 以て 互に 事 する こと 爲よ 爾 己 如く 爾に 隣を 愛す べし 此

四 自由を得 たる 者 亦 され ば 也 其 自由を得 得る 機會 として 肉に 循ふ 勿れ 惟

五 を 籠す 者 亦 自ら 爾曹より 離ん こと 願ふ 三三 兄弟よ 爾曹ハ 召を 蒙りて

六 何 不 害らる 事 なら ば 乎 然 然 然 爾曹に 屬 こと 止 べし 三三 爾曹

七 爾曹に 煩 する 者ハ 其 律法を 受 べし 三三 兄弟よ 我も 今も 尙 割禮を 言 べ

八 爾曹に 就て 我んちら が 少し 異念を 懷 ざる こと 主に 由て 信す 誰に

九 爾曹を 召 する 者 亦 出る に 非 ず 九 少 許 然 然 爾曹ハ 全團を みな 獲 じ び

十 前ハ 善 走り たり 誰が 爾曹の 眞理に 循 ざる や 爾 阻る こと 爲 じ や

十一 禮を受 くる も 受 ざる も 益 なく 惟 愛に 由て 行く 所の 信仰の 益 あり 七 余んち

十二 以て 義と せらる こと 靈に 由て 候 たり 夫キリストハ 在て 割

十三 三三 兄弟よ 爾曹に 屬 こと 止 べし 三三 爾曹

十四 爾曹に 煩 する 者ハ 其 律法を 受 べし 三三 兄弟よ 我も 今も 尙 割禮を 言 べ

十五 自由を得 たる 者 亦 され ば 也 其 自由を得 得る 機會 として 肉に 循ふ 勿れ 惟

十六 一言 すべて 律法を 全する 也 余んちら 懼よ 若た が 互に 香 臘ハ 恐

十七 互に 滅されん 〇 余 爾 謂 余んちら 靈に 由て 行 び べし 然 然 肉の 慾を 成

イ 加三〇、
ク 四三〇、
ク 四三五、
ク 四三六、
ク 四三七、
ク 四三九、
ク 四四〇、

十六
十七
十六
十五
十四

誇る所からんことを願ふ此キリストに由て我世に向へバ世の十字架に釘られ世の我に向ふも亦然り夫イエスキリストに於てハ割禮を受るも受ざるも益なく唯新に作れし者のみ益あり凡う此規矩に循ひて行む者に願くハ平康と思慮せわれ神のイスマエルにも亦然れ今よりのち誰も我を擥ハす勿れ蓋われ身にイエスの印記を佩たれバ也六兄弟も願くハ我儕の士イエスキリストの恩ならんことをアメン

イ 四三五、
イ 四三六、
イ 四三七、
イ 四三九、
イ 四四〇、
イ 四四一、
イ 四四二、
イ 四四三、
イ 四四四、
イ 四四五、
イ 四四六、
イ 四四七、
イ 四四八、
イ 四四九、
イ 四五〇、
イ 四五一、
イ 四五二、
イ 四五三、
イ 四五四、
イ 五五五、
イ 五五六、
イ 五五七、
イ 五五八、
イ 五五九、
イ 五六〇、
イ 五六一、
イ 五六二、
イ 五六三、
イ 五六四、
イ 五六五、
イ 五六六、
イ 五六七、
イ 五六八、
イ 五六九、
イ 五七〇、
イ 五七一、
イ 五七二、
イ 五七三、
イ 五七四、
イ 五七五、
イ 五七六、
イ 五七七、
イ 五七八、
イ 五七九、
イ 五八〇、
イ 五八一、
イ 五八二、
イ 五八三、
イ 五八四、
イ 五八五、
イ 五八六、
イ 五八七、
イ 五八八、
イ 五八九、
イ 五九〇、
イ 五九一、
イ 五九二、
イ 五九三、
イ 五九四、
イ 五九五、
イ 五九六、
イ 五九七、
イ 五九八、
イ 五九九、
イ 六〇〇、
イ 六〇一、
イ 六〇二、
イ 六〇三、
イ 六〇四、
イ 六〇五、
イ 六〇六、
イ 六〇七、
イ 六〇八、
イ 六〇九、
イ 六一〇、
イ 六一一、
イ 六一二、
イ 六一三、
イ 六一四、
イ 六一五、
イ 六一六、
イ 六一七、
イ 六一八、
イ 六一九、
イ 六二〇、
イ 六二一、
イ 六二二、
イ 六二三、
イ 六二四、
イ 六二五、
イ 六二六、
イ 六二七、
イ 六二八、
イ 六二九、
イ 六三〇、
イ 六三一、
イ 六三二、
イ 六三三、
イ 六三四、
イ 六三五、
イ 六三六、
イ 六三七、
イ 六三八、
イ 六三九、
イ 六四〇、
イ 六四一、
イ 六四二、
イ 六四三、
イ 六四四、
イ 六四五、
イ 六四六、
イ 六四七、
イ 六四八、
イ 六四九、
イ 六五〇、
イ 六五一、
イ 六五二、
イ 六五三、
イ 六五四、
イ 六五五、
イ 六五六、
イ 六五七、
イ 六五八、
イ 六五九、
イ 六六〇、
イ 六六一、
イ 六六二、
イ 六六三、
イ 六六四、
イ 六六五、
イ 六六六、
イ 六六七、
イ 六六八、
イ 六六九、
イ 六七〇、
イ 六七一、
イ 六七二、
イ 六七三、
イ 六七四、
イ 六七五、
イ 六七六、
イ 六七七、
イ 六七八、
イ 六七九、
イ 七八〇、
イ 七八一、
イ 七八二、
イ 七八三、
イ 七八四、
イ 七八五、
イ 七八六、
イ 七八七、
イ 七八八、
イ 七八九、
イ 七九〇、
イ 七九一、
イ 七九二、
イ 七九三、
イ 七九四、
イ 七九五、
イ 七九六、
イ 七九七、
イ 七九八、
イ 七九九、
イ 八〇〇、
イ 八〇一、
イ 八〇二、
イ 八〇三、
イ 八〇四、
イ 八〇五、
イ 八〇六、
イ 八〇七、
イ 八〇八、
イ 八〇九、
イ 八一〇、
イ 八一一、
イ 八一二、
イ 八一三、
イ 八一四、
イ 八一五、
イ 八一六、
イ 八一七、
イ 八一八、
イ 八一九、
イ 八二〇、
イ 八二一、
イ 八二二、
イ 八二三、
イ 八二四、
イ 八二五、
イ 八二六、
イ 八二七、
イ 八二八、
イ 八二九、
イ 八三〇、
イ 八三一、
イ 八三二、
イ 八三三、
イ 八三四、
イ 八三五、
イ 八三六、
イ 八三七、
イ 八三八、
イ 八三九、
イ 八四〇、
イ 八四一、
イ 八四二、
イ 八四三、
イ 八四四、
イ 八四五、
イ 八四六、
イ 八四七、
イ 八四八、
イ 八四九、
イ 八五〇、
イ 八五一、
イ 八五二、
イ 八五三、
イ 八五四、
イ 八五五、
イ 八五六、
イ 八五七、
イ 八五八、
イ 八五九、
イ 八六〇、
イ 八六一、
イ 八六二、
イ 八六三、
イ 八六四、
イ 八六五、
イ 八六六、
イ 八六七、
イ 八六八、
イ 八六九、
イ 八七〇、
イ 八七一、
イ 八七二、
イ 八七三、
イ 八七四、
イ 八七五、
イ 八七六、
イ 八七七、
イ 八七八、
イ 八七九、
イ 八八〇、
イ 八八一、
イ 八八二、
イ 八八三、
イ 八八四、
イ 八八五、
イ 八八六、
イ 八八七、
イ 八八八、
イ 八八九、
イ 八九〇、
イ 八九一、
イ 八九二、
イ 八九三、
イ 八九四、
イ 八九五、
イ 八九六、
イ 八九七、
イ 八九八、
イ 八九九、
イ 九〇〇、
イ 九〇一、
イ 九〇二、
イ 九〇三、
イ 九〇四、
イ 九〇五、
イ 九〇六、
イ 九〇七、
イ 九〇八、
イ 九〇九、
イ 九一〇、
イ 九一一、
イ 九一二、
イ 九一三、
イ 九一四、
イ 九一五、
イ 九一六、
イ 九一七、
イ 九一八、
イ 九一九、
イ 九二〇、
イ 九二一、
イ 九二二、
イ 九二三、
イ 九二四、
イ 九二五、
イ 九二六、
イ 九二七、
イ 九二八、
イ 九二九、
イ 九三〇、
イ 九三一、
イ 九三二、
イ 九三三、
イ 九三四、
イ 九三五、
イ 九三六、
イ 九三七、
イ 九三八、
イ 九三九、
イ 九四〇、
イ 九四一、
イ 九四二、
イ 九四三、
イ 九四四、
イ 九四五、
イ 九四六、
イ 九四七、
イ 九四八、
イ 九四九、
イ 九五〇、
イ 九五一、
イ 九五二、
イ 九五三、
イ 九五四、
イ 九五五、
イ 九五六、
イ 九五七、
イ 九五八、
イ 九五九、
イ 九六〇、
イ 九六一、
イ 九六二、
イ 九六三、
イ 九六四、
イ 九六五、
イ 九六六、
イ 九六七、
イ 九六八、
イ 九六九、
イ 九七〇、
イ 九七一、
イ 九七二、
イ 九七三、
イ 九七四、
イ 九七五、
イ 九七六、
イ 九七七、
イ 九七八、
イ 九七九、
イ 九八〇、
イ 九八一、
イ 九八二、
イ 九八三、
イ 九八四、
イ 九八五、
イ 九八六、
イ 九八七、
イ 九八八、
イ 九八九、
イ 九九〇、
イ 九九一、
イ 九九二、
イ 九九三、
イ 九九四、
イ 九九五、
イ 九九六、
イ 九九七、
イ 九九八、
イ 九九九、
イ 一〇〇〇、

十四
十三
十二
十一
十
九
八
七
六
五
四

有ることなくして自ら有とせバ是みづから欺くなり各人の行をこそを
胡へ視よ如此せバ誇る基ハたど己ハ在て人ハ在らず人の其荷
を負べければ也然と道を教らるる者ハ道を教る者ハ凡て有益なる物を
分すべし自ら欺く勿れ神ハ憚るべき者に非ず蓋人の種とてこの者の
亦らの種とて是を爲なり己ハが肉の爲に種もの肉より敗壞ものを種と
り種のために種ものハ靈より永生を種とるべし善を行ふに應ずる勿
れ蓋もし憊事なくバ我儕時に至りて種取べければ是故わ若し機會わ
らバ衆の人ハ善を行べし信仰の徒ハ別て之を行べし爾曹わが親手
なんぢらハ書遺る字の何ハ大なるかを見よ凡う肉について美しからん
ことを欲ふ者の爾曹ハ割禮を強ふ是た己キリストの十字架の爲本審ら
るることとを免れんが爲ありしうハ割禮をうけたる彼等亦彼自ら律法を守
ることをせす彼等が爾曹に割禮を受けせんとするハ爾曹の肉に於て誇ら
んと欲ふあり然と我にハ惟われらの士イエスキリストの十字架の外に